

# 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による 福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)のご案内

|        |   |
|--------|---|
| 貸付額    | 20万円以内（一括交付）  |
| ●貸付金交付 | 申請から交付まで10日から2週間程度                                      |
| ●据置期間  | 1年以内<br>※令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付<br>に関しては、令和4年3月末まで延長。 |
| ●返済期間  | 2年以内（24回以内）   |
| ●連帯保証人 | 不要  |
| ●利子    | 無利子   |

## ■ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯とします。  
他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

なお、以下に該当する世帯は、貸付限度額を20万円とすることができます。

- ア 世帯に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- イ 世帯に要介護者がいるとき
- ウ 4人以上の世帯
- エ 世帯に新型コロナウイルス感染症拡大防止策のため、臨時休校した学校等に通う子の世話をすることが必要となった労働者がいるとき
- オ 世帯にかぜ症状等新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- カ 世帯に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活費が不足するとき
- キ 上記以外で、休業等による収入減少等で生活費の貸付が必要なとき

## ■ お申込みに際して必要な書類等

申請書類一式は、新宿区社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。  
ホームページ掲載の＜記入例＞もご参照ください。

- (1) 借入申込書
- (2) 重要事項説明書
- (3) 借用書
- (4) 住民票の写し（世帯全員が記載された発行後3か月以内のもの）
- (5) 預金通帳（借入申込者名義）の写し  
※銀行名、支店、口座番号、名義が表示されているページ
- (6) 本人確認書類（健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカードのいずれか）  
※健康保険証の写しは、保険者番号および被保険者等記号・番号をマスキングしてご提出ください
- (7) 在留カード（外国人の場合）
- (8) 収入の減少状況に関する申立書
- (9) 小口郵送前のチェックリスト ※窓口受付の場合は「受付時チェックリスト」

※(1)(2)(3)(8)は、必ず借入申込者ご本人の署名が必要です。

※郵送申請では、郵送の前に(1)～(3)、(8)の書類をご自分でコピーし、ご返済完了まで保管してください。

※郵送申請の際は、書留（配達確認ができる送付方法）にて新宿区社会福祉協議会に送付してください。

## ■お申込みにあたって

▶来所される際は、来所前に検温をお願いします。発熱している場合は、来所相談をご遠慮ください。

▶代理申請について

相談者の世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者または濃厚接触者がいる場合で、郵送申請が困難な場合には、窓口に来所し代理申請を行うことも可能です。

代理申請する場合には、代理人と借入希望者双方の住所・氏名・押印のある委任状と、窓口来所の代理人の本人確認書類の提示が必要です。詳しくはお問い合わせください。

## ■貸付金の交付について

申請されてから10日から2週間程度で、借入申込者名義の金融機関口座に貸付金を振り込みます。

※貸付決定通知はしません。指定いただいた金融機関口座への送金をもって貸付決定とさせていただきます。なお、口座不備等により、貸付金を送金できなかった場合は、貸付を辞退したものとみなします。

## ■ご返済について

- ・貸付金を交付した月の翌月から1年間は据置期間となります。返済は据置期間が終了した翌月から始まります。
- ・返済は、毎月、金融機関口座からの引落しによります。
- ・引落し口座の設定は、返済開始の3か月前を目途に、手続きをしていただきます。
- ・引落し日は、毎月22日です（金融機関休業日は翌営業日）。
- ・なお、引落し口座を設定できない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。
- ・ご返済が滞った場合は「督促状」をお送りいたします。ご返済が難しいときは、早めに東京都社会福祉協議会までご相談ください。

【返済例】元利均等月賦払い（端数は最終回調整）

20万円借入れた場合・・・1回目～23回目 8,330円／最終回（24回目）8,410円

10万円借入れた場合・・・1回目～23回目 4,160円／最終回（24回目）4,320円

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯については、返済を免除することができるとしています。

## ■お申込み・問い合わせ先

新宿区社会福祉協議会地域活動支援課 総合相談担当

〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20

電話 03-5273-3546